

○岡山市水道局小規模工事取扱要領

平成 15 年 1 月 26 日

市水道局訓令第 29 号

岡山市水道局小規模工事取扱要領（平成 9 年市水道局訓令第 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、水道局が発注する小規模な工事について、契約の締結、契約の履行の確保等の手続について定め、契約事務の執行を適正かつ迅速に行うこととする。

（小規模工事）

第 2 条 この訓令において「小規模工事」とは、次の各号に掲げる工事その他の資産価値を高める工事であり、かつ、設計金額が 250 万円を超えない工事であって、随意契約の方法により契約を締結するものをいう。

- (1) 建物の避難階段の取付等物理的に付け加える工事
- (2) 用途変更のための模様替えなどの改造又は改装の工事
- (3) 機械の部分品を特に品質や性能の高いものに取り替える工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工事には、この訓令を適用しない。

- (1) 一定期間継続する契約であって、単価による契約が可能な工事
- (2) 現に契約履行中の工事に直接関連する工事であって、現に履行中の契約者に履行させようとするもの
- (3) 契約変更後の請負金額が 250 万円を超えるおそれがある工事

（小規模工事審査委員会）

第 3 条 小規模工事の請負契約について、その事務の執行を審査するため、小規模工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、小規模工事に関し、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 工事施行の必要性
- (2) 契約締結手続の妥当性
- (3) 業者選定の是非
- (4) その他小規模工事の適正な執行のため、審査委員会が必要と認める事項

3 委員長は、配水部長をもって充て、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が

指名する委員がその職務を代理する。

4 委員は、総務部長、営業担当部長、管路整備担当部長、浄水担当部長、企画総務課長、配水課長及び委員長が指名する者をもって充てる。

5 委員会の庶務は、配水課において行う。

6 審査委員会の運営その他について必要な事項は、管理者が定める。

(施行伺)

第4条 小規模工事の施行に当たっては、職員が工事予定箇所を確認し、及び写真撮影を行い、現地の状況を把握した上で、工事施行の要否について検討を行うものとする。

2 前項の調査検討を行った職員は、調査結果を小規模工事調査票（様式第1号。以下「調査票」という。）に記録するものとする。

3 小規模工事の施行に関し、要望等の働きかけを受けた場合は、経過及び処理結果を調査票に記録するものとする。

4 第1項の調査結果に基づき作成した設計図書及び前2項の規定に基づき作成した調査票を添付し、小規模工事施行伺（様式第2号）により、課長の決裁を受けるものとする。

(許容価格の決定)

第5条 課長は、岡山市水道局契約規程（平成2年市水道局管理規程第13号。以下「契約規程」という。）第23条ただし書の規定にかかわらず、小規模工事については、許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいう。以下同じ。）を記載した書面を作成するものとする。

(見積者の選定)

第6条 見積書の提出を依頼する者を選定する基準は、管理者が別に定める。

2 課長は、前項の規定により定められた基準に基づいて、見積書の提出を依頼する者を原則として3人以上選定する。

(施行の審査)

第7条 課長は、第4条第4項の決裁後、第3条第2項各号に掲げる事項について審査委員会での審査を受けるものとする。

2 審査委員会の議事の概要及び結果は、小規模工事審査委員会会議録（様式第3号）に記録するものとする。

(見積書の徵取)

第8条 課長は、前条の審査の結果、小規模工事の施行について審査委員会の承認を受けたときは、選定された業者に見積書の提出を依頼するものとする。

(許容価格の公表)

第9条 許容価格は、次項に定める場合を除き、見積書の提出を依頼するときに公表するものとする。

2 契約規程第24条第2項の規定に基づき、1人の者に見積書の提出を依頼する場合においては、前項の許容価格は秘密とし、公表しない。

(請負業者の決定)

第10条 契約の相手方の決定は、原則として、見積者が一堂に会し、見積金額を記入して提出させる見積合せ会によって行うものとする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 見積合せ会の手続については、管理者が別に定める。

(契約の締結)

第11条 小規模工事の契約は、小規模工事請負契約書（様式第4号。以下「契約書」という。）及び別に定める小規模工事請負契約約款（以下「約款」という。）により、締結する。

(委任又は下請負の禁止)

第12条 小規模工事は、工事の施行に際し特に必要があると課長が認めた場合を除き、第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

(概算契約)

第13条 水道施設その他施設又は設備の損壊、機能喪失等により、災害時等に生命、身体、財産に回復が困難な損害の発生するおそれがあり、緊急に契約を締結する必要があるため、あらかじめ設計図書を作成することが困難であるときは、第4条の規定にかかわらず、課長の承認を受けた概略図等をもって、設計図書に代えることができる。

2 前項の規定により、概略図等をもって契約する場合には、契約金額の上限を定めた概算契約によるものとし、設計図書の作成が可能になったときには、速やかに設計図書を作成し、契約金額等の契約内容を確定しなければならない。

- 3 概算契約を締結しようとする場合は、1人の者から見積書を徴取するものとする。
- 4 前項に定めるものを除くほか、第4条から第11条までの規定（第6条第2項及び第10条の規定を除く。）は、概算契約の契約手続について、準用するものとする。

（提出書類）

第14条 小規模工事の受注者からは、契約書及び約款に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 小規模工事着手届（様式第5号）
- (2) 小規模工事完成通知書（様式第6号）
- (3) 着手前写真、工事写真及び完成写真
- (4) その他工事の施行に際し、必要と認められる書類

（契約変更）

第15条 小規模工事の契約については、原則として、工期の延長、請負金額の増額等の契約変更を認めない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約の履行に際して、やむを得ない理由があると課長が認めたときには、工期の延長、請負金額の増額等の契約変更を行うことができる。ただし、契約変更後の請負金額が250万円を超えることはできない。
- 3 契約変更後の請負金額が250万円を超えるおそれがあるときは、当該工事を打ち切るものとする。
- 4 前2項の規定に基づき、契約を変更し、又は工事を打ち切った場合は、速やかに審査委員会に報告するものとする。

（変更の施行）

第16条 第4条の規定は、小規模工事の変更の施行について準用する。この場合において、第4条第4項中「小規模工事施行伺」とあるのは「小規模工事変更施行伺（様式第7号）」と読み替えるものとする。

（検査）

第17条 小規模工事の検査は、管財課の職員が行うものとする。ただし、管財課検査担当課長は、検査目的物の内容からして他の課の職員による検査が適当であると認めるとときは、工事担当課以外で検査の執行に適當と認められる課の長に検査を委嘱することが

できる。

2 前項の規定により検査を行った職員は、小規模工事検査報告書（様式第8号）によつて、所属の課長に報告するものとする。

3 検査の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（契約状況の公表）

第18条 小規模工事について、契約を締結した場合（概算契約を確定する場合及び契約変更する場合を含む。）は、工事件名、契約の相手方、契約金額、完工予定日等をインターネット等により、速やかに公表するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の岡山市水道局小規模工事取扱要領の規定は、この訓令の施行の日以後の発注に係る契約から適用し、同日前の発注に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成18年市水道局訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年市水道局訓令第32号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の岡山市水道局小規模工事取扱要領の規定は、この訓令の施行の日以後の発注に係る契約から適用し、同日前の発注に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成19年市水道局訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年市水道局訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年市水道局訓令第10号）

- 1 この訓令は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道局小規模工事取扱要領の規定は、施行日以後の通知に係る契約から適用し、同日前の通知に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成22年市水道局訓令第11号）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道局小規模工事取扱要領の規定は、施行日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成23年市水道局訓令第21号）

- 1 この訓令は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正前の岡山市水道局小規模工事取扱要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年市水道局訓令第11号）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道局小規模工事取扱要領の規定は、施行日以後の締結に係る契約から適用し、施行日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成30年市水道局訓令第6号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。